

2025年 12月 15日
出光興産株式会社
電力・再生可能エネルギー事業部

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客様への 電気料金等の特別措置について

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置を講じることといたしました。

対象地域において被災されたお客様からのお申し出に応じ、特別措置を適用させていただきます。お客様の状況に応じてご相談させていただきますので、下記の連絡先までご連絡ください。

なお、お客様から特別措置適用のお申し出をいただく場合、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

1 適用対象

災害救助法が適用された地域で、弊社と電気のご契約をいただいているお客様です。

災害救助法の対象となる市町村については、内閣府のウェブサイトにてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekijou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1か月間延長

2025年11月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります）、12月、2026年1月および2月分の電気料金について、支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を、被災日が属する月分の翌月分から6か月間に限り免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が、被災前と同じ契約内容で2026年6月末日までに電気の使用を申し込まれた場合、工事費負担金は申し受けません。また、被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2026年3月末日までに申し込まれた場合も、諸工料は申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が、臨時電灯または臨時電力の使用を2026年6月末日までに申し込まれた場合、臨時工事費は申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備については、2026年6月末日までの間、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

以上

■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」

☎0120-033-364（フリーダイヤル）

※ガイダンス 6「その他」をお選びください

【受付時間】9:00-17:30（12月29日～1月3日を除く）

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部

☎03-6870-6552

【受付時間】9:00-17:30（土日祝日および年末年始・弊社指定休日を除く）